

新型コロナウイルス感染症の影響により 介護保険料の納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入に減少が見込まれるときは、申請により6か月間、納付の猶予が認められる場合があります。

対象となる方

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入の減少が見込まれ、次の i および ii の全てに該当する場合。

- i 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
- ii 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の合計所得の合計額が400万円以下であること。

対象となる保険料

申請日以降に納期限が到来する保険料。

ただし、納期限までに申請できなかったやむを得ない理由がある場合は、令和2年2月1日までさかのぼって対象とすることができます。

必要な書類

- 1 介護保険料徴収猶予申請書
- 2 減少が見込まれる事業収入等の猶予期間中の収入及び前年中の収入がわかる資料（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を含む。）
- 3 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得がわかる資料

問い合わせ・提出先

区役所	担当		電話
北区	区民生活課	税保険料担当	025-387-1285
東区	区民生活課	保険料担当	025-250-2275
中央区	窓口サービス課	保険料係	025-223-7154
江南区	区民生活課	税保険料係	025-382-4241
秋葉区	区民生活課	税保険料係	0250-25-5677
南区	区民生活課	税保険料担当	025-372-6137
西区	区民生活課	保険料担当	025-264-7254
西蒲区	区民生活課	保険料係	0256-72-8340